

町有物品売買契約書

売主鏡野町（以下「甲」という。）と買受人
（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

物 品 の 表 示	規 格	数 量	備 考

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 0円）とする。

（契約保証金）

第4条 本契約の契約保証金は、免除とする。

（代金の支払い）

第5条 乙は、第3条の売買代金のうち入札保証金を除いた金 円
を甲の発行する納入通知書等により、甲が指定する日までに甲に支払わなければならない。

（延滞金の徴収）

第6条 乙は、前条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を甲に支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。ただし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

（所有権移転の時期）

第7条 売買物件の所有権移転の時期は、乙が第3条の売買代金（第6条の延滞金がある場合は、これを含む）を完納した時とする。

（売買物品の引渡し）

第8条 甲は、前条の規定により所有権が乙に移転した場合は、遅滞なく売買物品を現状のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買物品の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

3 売払代金を納付した日から30日以内に両者の定める日に当該物品を引き渡すものとする。

（危険負担）

第10条 乙は、この契約の締結後から売買物品の引渡しの時までにおいて、甲の責めに帰すること

ができない事由により、売買物品が滅失又はき損したときは、甲に対して契約の解除や売買代金の減額を請求することはできない。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、この契約の締結後、売買物品に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても甲に対して売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には、利息を付けない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結及び履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地

鏡野町長 山 崎 親 男

乙